

令和4年度がん検診受診勧奨はがき
印字・圧着・差出業務

仕 様 書

令和4年11月

札幌市保健福祉局保健所健康企画課

1 業務名

令和4年度がん検診受診勧奨はがき印字・圧着・差出業務

2 契約期間

契約締結日～令和5年1月18日（水）

3 業務内容

(1) 宛名等印字

ア 宛名印字

(ア) 下記4(1)の対象者データをエクセルにて提供するので、本市より提供するはがき用紙（詳細については下記4(2)を参照）に宛名を印字すること。

なお、はがきのデザインが5種類あるため、種類ごとに印刷する対象者データを提供する。

(イ) フォントは10.5ポイントとする。

(ウ) 印字内容は、上から個別郵便番号（1行）、個別住所（3行）、個別氏名（1字空けて）様（1行）、郵便バーコードとする。

(エ) 住民基本台帳に郵便番号が無い場合、又は8桁未満の場合は、郵便バーコードを出力しない。この場合には、エラーリストとして取りまとめて報告すること。

イ 数量

合計 34,418 通（上限値であり、実際は若干少なくなる見込み）

【内訳】

- ・子宮がん検診・・・・・・・・・・・・・・・・ 2,365 通
- ・乳がん検診・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,420 通
- ・大腸がん検診・・・・・・・・・・・・・・・・ 8,061 通
- ・子宮がん検診無料クーポン付き・・・・・・ 8,695 通
- ・乳がん検診無料クーポン付き・・・・・・ 11,877 通

(2) 圧着

3つ折にて圧着すること。

なお、圧着用の糊は下記4(2)のとおり事前に塗布している。

(3) 差出

ア 郵便区ごとの箱詰め

郵便区ごと（郵便番号の上3桁ごと。ただし、061の場合は061-22**と061-23**で分ける。）に箱詰めし、1箱に一定数を入れること。

箱には仕分けした郵便番号と、箱内の数量が明記された紙札を貼付すること。梱包箱は受託者が用意する。箱下面は容易に開かないものとし、箱上面はすぐ開けることが可能なふたとすること。

イ 郵便区ごとの集計

上記アで仕分けした郵便区ごとの数量を集計し、本市に報告する。

ウ 郵便局への差し出し

令和5年1月16日（月）までに札幌中央郵便局に差し出す。

札幌市が指定する様式に、上記イで集計した郵便区ごとの差し出し枚数を記載し、上記アとともに札幌中央郵便局に差し出すこと。その際、郵便局窓口において必要が生じた際には、本市担当職員と連絡が取れる体制を整えること。

差し出しの際の運搬車は受託者が用意すること。

4 本市からの提供物

(1) 対象者データ

- ・ファイル形式
エクセルファイル ※デザインが5種類あり、種類ごとに対象者データを提供する。
- ・データ項目
住基ID・漢字氏名・カナ氏名・生年月日・郵便番号・住所
- ・文字フォント
札幌mj明朝（漢字氏名及び住所はUnicode それ以外はShift-JISコード）
- ・提供時期
契約締結後すぐ

(2) はがき用紙（デザイン等については別紙「見本」参照）

- ・大きさ（1セット）
13.00 インチ（横）×6.00 インチ（縦）
- ・紙質
デザイン①～③（子宮・乳・大腸がん検診）
マットコート紙 80kg（2層式フィルム圧着式はがき）
デザイン④、⑤（子宮・乳がん検診無料クーポン付き）
圧着紙 80kg
- ・ミシン目（1セット）
天地、中縦2本
- ・数量
デザイン①（子宮がん）・・・2,400セット提供
デザイン②（乳がん）・・・3,700セット提供
デザイン③（大腸がん）・・・8,500セット提供
デザイン④（子宮クーポン付き）・・・8,700セット提供
デザイン⑤（乳クーポン付き）・・・12,100セット提供
- ・特殊仕様
オフセット（フォーム印刷：漢字プリンタ仕様）、耐熱インク使用、連続帳票
- ・提供時期
令和4年12月9日（金）まで

5 その他

- (1) 成果品等について、著作権・版權等は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (2) 製造に使用した版下、試刷紙、損刷紙等の管理・取扱には十分に注意し、破棄処分すること。

- (3) 業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。また、作業進行状況を適時報告し、作業日程の管理を徹底すること。
- (4) 本市職員が立ち会う場合があるので、札幌市内に本店または支店等を有し、札幌市内で業務を実施すること。
- (5) 著作権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (6) 別紙のとおり定める「個人情報の取扱いに関する仕様書」に基づき、個人情報の保護に努めること。
- (7) 成果品の中に、本仕様を満たしていない品質のものがあった場合には、受託者の責任・負担において、再作成等を行うこととする。
- (8) プライバシーマークの取得があること。

6 本件に係る問い合わせ先

札幌市保健福祉局保健所健康企画課健康対策係

担当：泊口（とまりぐち、電話 011-622-5151）

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19

個人情報の取扱いに関する仕様書

第1条（個人情報を取り扱う際の基本事項）

受託者は（以下「乙」という。）は、この契約による業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

第2条（責任体制の整備）

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3条（守秘義務）

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第4条（再委託）

乙は、本委託業務を第三者へ委託（再委託）してはならない。

第5条（個人情報の管理）

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- 六 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

第6条（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、札幌市（以下「甲」という。）に無断で第三者へ提供してはならない。

第7条（個人情報の返還又は廃棄）

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還しなければならない。
- 2 乙は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

第8条（事故時の対応）

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第9条（契約解除）

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第10条（損害賠償）

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。